

大阪大学大学院医学系研究科・医学部附属病院産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ  
協働機関拠出金納付の取扱いに関する申し合わせ

第1条 本申し合わせは、「大阪大学大学院医学系研究科・医学部附属病院 産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ協働機関に関する規則」第7条に基づき、協働機関拠出金納付の取扱いに関し必要な事項を定める。

第2条 協働機関に認定された機関又は入会を申請する機関が、「大阪大学大学院医学系研究科・医学部附属病院 産学連携・クロスイノベーションイニシアティブ協働機関に関する規則」第3条第4項に基づき、拠出金を奨学寄附金として納付を希望する場合は、国立大学法人大阪大学奨学寄附金等取扱規程に基づき受け入れるものとする。

第3条 協働機関に認定された機関の申し出により、当該機関は毎年度5月末日までに当該年度分の奨学寄附金寄附申込書を提出するものとする。

2 協働機関に入会を申請する機関については、協働機関に認定された後、その申し出に基づき認定後1か月以内に入会年度分の奨学寄附金寄附申込書を提出するものとする。

第4条 協働機関に認定された機関は、前条の定めにかかわらず、当該年度以降の希望する年度分の拠出金の合計金額を奨学寄附金として一括納付することができるものとする。

第5条 本申し合わせの改廃は、クロスイノベーションイニシアティブのディレクターが行う。

附 則

この申し合わせは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年12月22日から施行する。